

いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について

令和 7 年 2 月
いわき市財政部契約課

このことについて、建設工事に配置する現場代理人については、いわき市工事請負契約約款第 10 条第 2 項の規定により工事現場ごとに常駐することが義務付けられておりますが、本市においては、平成 23 年 8 月から一部の工事について、常駐義務を緩和してきたところ

です。
この度、福島県において、現場代理人の常駐義務緩和となる対象工事の契約金額が 4,000 万円未満から 4,500 万円未満(建築一式工事の場合は 8,000 万円未満から 9,000 万円未満)に引き上げられたことから、本市においても同様に拡大することといたしましたので、お知らせします。

- 1 適用時期 令和 7 年 2 月 1 日
- 2 留意事項 契約金額の拡大以外は従前のおりの取扱いとなりますので、詳細については「いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」を参照してください。

対象工事

- (1) 近接工事等(次のいずれかに該当する工事)
 - ① 近接工事
 - ② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事
- (2) 工事場所が市内で、契約金額が 4,500 万円未満(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満) の工事

兼務できる件数

- (1) 本市が発注する他工事と兼務する場合
兼務できる工事件数は 3 件までとする。なお、近接工事等については、1 件とみなして加算するものとする。
- (2) 福島県等が発注する工事と兼務する場合
兼務できる工事件数は、それぞれの発注機関が定める兼務可能な件数のうち、最も少ないものをその上限とする。
(例) いわき市発注の工事(3 件まで)と福島県発注の工事(2 件まで)を兼務する場合、少ないほうの福島県の件数(2 件まで)が兼務の上限となります。